

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

- 北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正
.....（法制文書課） 110
- 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域
の一部改正.....（観光局） 110
- 農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の
設定に関する裁定の申請.....（農地調整課） 111
- 土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課） 111
- 道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課） 111
- 北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則に係る告示
.....（漁業管理課） 111
- 特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課） 112
- 知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 112
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 112
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 112
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 113
- 道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課） 113
- 道路の供用の開始.....（維持管理防災課） 113
- 土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 113
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 115
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の確知.....（建築指導課） 116
- 特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正.....（財務指導課） 116

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 117

道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 118

道病院事業管理規程

- 北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程..... 119
- 北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程..... 119

- 北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程..... 120
- 北海道病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する規程..... 120

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（8件）..... 121
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 128

道監査委員告示

- 北海道監査委員規程の一部を改正する規程..... 129

道監査委員公表

- 監査公表第4号..... 129
- 監査公表第5号..... 129

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 133

告 示

北海道告示第239号

平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

行政書士試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

准看護師試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

狩猟免許試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

採石業務管理者試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び各振興局の行政情報コーナー」を「同」に改める。

砂利採取業務主任者試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び各振興局の行政情報コーナー」を「同」に改める。

北海道告示第240号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制

限対象事業実施制限区域の指定)の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1の表の函館市の項中「函館市立千代ヶ岱小学校」及び「函館市立亀尾小学校」を削る。
同表の旭川市の項中「旭川市立旭川第二小学校」及び「旭川市立旭川第二中学校」を削る。
同表の士別市の項中「士別市立士別西小学校」を削る。
同表の富良野市の項中「富良野市立山部中学校」を削る。
同表の七飯町の項中「七飯町立大沼小学校」、「七飯町立軍川小学校」、「七飯町立東大沼小学校」及び「七飯町立大沼中学校」を削り、「七飯町立七飯中学校」の次に「七飯町立大沼岳陽学校」を加える。

北海道告示第241号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
- | 所 在 及 び 地 番 | 地 目 | 面 積（平方メートル） |
|-----------------|-----|-------------|
| 滝川市北滝の川1207番の内 | 田 | 117 |
| 滝川市北滝の川1208番1の内 | 田 | 5,334 |
| 滝川市北滝の川1208番2 | 田 | 5,495 |
| 滝川市北滝の川1208番4 | 田 | 3,731 |
| 滝川市北滝の川1209番1の内 | 田 | 13,405 |
- 2 申請に係る農地の利用の現況
- 農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 中間管理事業を活用し、地域の担い手に貸付けを行う。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに賃借に相当する補償金の額
- (1) 希望する利用権の始期
- 令和2年6月22日
- (2) 存続期間

5年

- (3) 借賃に相当する補償金の額
- 1,120,000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
- 令和2年4月13日
- (2) 提出先
- 北海道農政部農業経営局農地調整課
- (3) 記載事項
- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年3月19日、知内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第243号

道営土地改良（大富地区（農用地改良保全施設））事業の工事を令和2年2月28日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第244号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年北海道規則第52号）第3条第1号に規定する北海道計画により定められた定置網漁業を除く採捕及び定置網漁業による採捕に係る30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理対象期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので、同条の規定により告示する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第245号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) A重油 (JIS 1種1号) (1リットル当たりの単価) | 716,000リットル |
| (2) 軽油 (JIS 2号) (1リットル当たりの単価) | 760,000リットル |
| (3) 潤滑油 | |
| ア シェルリムラFB30又は同等品 (1リットル当たりの単価) | 20,000リットル |
| イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品 (1リットル当たりの単価) | 13,600リットル |

2 落札を決定した日

令和2年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 河辺石油株式会社
(2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

- (1) 86.5円
(2) 99.9円
(3)ア 445.0円
 イ 425.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月31日付け北海道告示第67号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町字敷島内口61（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第247号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石438地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、145の1・437の2・438（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 釧路市阿寒町東舌辛東10の1334（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 平取厚真線
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
沙流郡平取町荷葉50番7地先から 勇払郡むかわ町有明5番2地先まで	前	17.89mから 62.49mまで	1030.00m	—
	後	19.27mから 86.04mまで	1030.00m	—

北海道告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 八千代帯広線 帯広市西十二条南8丁目1番1地先から 令和2.3.31
同市新町西5丁目5番1地先まで

北海道告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 緑ヶ丘沢川（Ⅰ－24－1050） (2) 土砂災害警戒区域の表示 檜山郡江差町字緑丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 スズキノの沢川（Ⅱ－23－0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町鉛川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伊藤の沢（Ⅱ－23－0200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町黒岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山本の沢（Ⅱ－23－0250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 梅沢の沢（Ⅱ－23－0190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町黒岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 児玉の沢（Ⅱ－23－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示	二海郡八雲町わらび野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 成田の沢（Ⅱ－23－0330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町桜野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 倉地の沢（Ⅱ－23－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町野田生、桜野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岡島の沢（Ⅱ－23－0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町野田生（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下畑の沢（Ⅱ－23－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町野田生（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 玉川の沢（Ⅱ－23－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柏木川（Ⅱ－23－0290）
--	---

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町野田生（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
弥生川（Ⅱ－23－0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町山越、野田生（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差緑丘1（Ⅲ－2－89－470）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字緑丘、字円山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差緑丘3（Ⅱ－2－281－1064）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字緑丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差緑丘4（Ⅱ－2－393－2370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字緑丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差緑丘5（Ⅰ－2－408－1446）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字緑丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差緑丘6（Ⅱ－2－282－1065）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字緑丘、字円山、字新地町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本杉の沢（Ⅱ－23－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
八雲黒岩1（Ⅱ－2－250－1033）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

二海郡八雲町黒岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲黒岩2（Ⅱ－2－251－1034） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町黒岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲黒岩3（Ⅱ－2－252－1035） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町黒岩（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 キタキ沢（Ⅱ－23－0340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町桜野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐藤の沢（Ⅱ－23－0360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町桜野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第254号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 商号又は名称 株式会社アシストK (2) 代表者氏名 小舘 隆和 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南一条西八丁目6番地2－7F－B1 (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第8294号 2(1) 商号又は名称 株式会社ホクト (2) 代表者氏名 高橋 克美 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区美園三条四丁目3番10号 (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第8607号 3(1) 商号又は名称 株式会社デイライト (2) 代表者氏名 西坂 光子 (3) 主たる事務所の所在地 石狩市花川東93番地2 (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(3)第7423号 4(1) 商号又は名称 株式会社ジェイイーエス (2) 代表者氏名 寺口 定道 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北二十条西五丁目2番50号 CROSS POINT 2 階 (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第8323号 5(1) 商号又は名称 株式会社エトワールハウス (2) 代表者氏名 板東 敏雄 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北二条西二十四丁目2番30号 (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(4)第6637号 北海道告示第255号
---	---

平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正し、特定調達契約に係る資格に関する公示が令和2年4月1日以後において行われるものについて適用する。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 2の事項を次のように改める。 2 資格要件の特例 (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の資格要件は、適用しない。 ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 (2) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2に掲げる自己資本額・従業員数等の資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。 (3) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。	(3) 契 約 期 間 ア 入札番号1 令和2年7月1日から令和7年6月30日まで イ 入札番号2 同 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和2年3月31日（火）から同年4月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道十勝総合振興局総務課需品係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588 帯広市東3条南								
総合振興局告示及び振興局告示									
北海道十勝総合振興局告示第52号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年3月31日 北海道十勝総合振興局長 三井 真 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 <table><tr><td>ア 入札番号1</td><td>乗用自動車の賃貸借</td><td>一式（1月当たりの単価）</td><td>2台分</td></tr><tr><td>イ 入札番号2</td><td>乗用自動車の賃貸借</td><td>一式（1月当たりの単価）</td><td>1台分</td></tr></table> ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	ア 入札番号1	乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	2台分	イ 入札番号2	乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
ア 入札番号1	乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	2台分						
イ 入札番号2	乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分						

- 3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係)
- (2) 入札日時 令和2年5月12日(火)午後1時30分(送付による場合は、同月11日(月)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1)ア 名称及び数量 自動車の交換契約 1台
イ 予定時期 令和2年8月頃
- (2)ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借契約 7台
イ 予定時期 令和2年10月頃
- (3)ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借契約 2台
イ 予定時期 令和3年2月頃
- (1)から(3)までについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道十勝総合振興局総務課のホームページ(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電話番号 0155-27-8508

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car No.1 2 1set
- b Lease of Car No.2 1 1set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 12, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 11, 2020)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 田 中 肇

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日
令和2年3月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ビルテクノ
(2) 住 所 旭川市神居7条11丁目2番7号
- 4 落札金額
22,957,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年2月4日付け北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	令和2年3月31日	
(1) 名 称 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課	北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛	
(2) 所在地 旭川市春光台2条1丁目1番43号		
道 病 院 事 業 管 理 規 程		
北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年3月31日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛		
北海道病院事業管理規程第3号		
北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程 北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 第4条第4項及び第5項中「グループ」を「係又はグループ」に改める。 別表第1の室の項の次に次のように加える。		
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
別表第1の課及び室の項を削る。 別表第2の課の項の参事の次に次のように加える。		
課長補佐	課長を補佐し、係の事務を整理する。	
別表第2の課及び室の項の医療参事の次に次のように加える。		
主幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を整理する。	
別表第3中「精神保健福祉法」を「精神保健福祉士法」に改める。 別表第4の係の項中「処理し、掌理する」を「処理する」に改める。 別表第5中		
「 病院（精神科病院にあっては病院及び地域連携室、子ども総合医療・療育センターにあっては病院及び部） 」を「 病院及び地域連携室（子ども総合医療・療育センターにあっては病院及び部） 」に改める。		
附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。		
北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。		

北海道病院事業管理規程第4号		
北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。 第13条第1項中「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」を「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」に改め、同条第3項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。 第19条中「同法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「同法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員」に改める。 別表第1の行政職給料表等級別基準職務表中		
5級	1 特に困難な業務を処理する主査の職務 2 本庁の副主幹の職務 3 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の課長、主幹又は地域連携室副室長の職務 4 向陽ヶ丘病院認知症疾患センター副センター長の職務	を
5級	1 特に困難な業務を処理する主査の職務 2 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の課長、主幹又は地域連携室副室長の職務 3 向陽ヶ丘病院認知症疾患センター副センター長の職務	に改め、
同表の6級の項中「本庁の主幹」を「本庁の課長補佐又は主幹」に改め、別表第1のウ医療職給料表(2)等級別基準職務表の6級の項中「本庁の主幹」を「本庁の課長補佐、主幹」に改め、別表第1のエ医療職給料表(3)等級別基準職務表の6級の項中「本庁の主幹」を「本庁の課長補佐、主幹」に改める。 別表第2中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同表中緑ヶ丘病院の項第6号中「(11)の次に「及び(12)」を加え、同項第7号中「(11)の次に「及び(12)」を、「掲げる者を除く。）」の次に「及び公認心理師」を加え、同項第8号中「本務とする職員」の次に「及び精神保健福祉士（(11)及び(12)に掲げる者を除く。）」を加え、同項第10号中「(11)の次に「及び(12)」を加え、同項第11号中「ケースワーカー」の次に「及び精神保健福祉士」を加え、同項に次の1号を加える。 (12) リハビリテーション科に勤務し、外来患者の健康管理、生活指導又は作業指導に直接従事することを本務とする作業療法士、判定員、ケースワーカー及び精神保健福祉士		

別表第2の向陽ヶ丘病院の項第7号中「掲げる者を除く。）」の次に「及び公認心理師」を加え、同項第8号中「本務とする職員」の次に「及び精神保健福祉士（11）に掲げる者を除く。）」を加え、同項第11号中「ケースワーカー」の次に「及び精神保健福祉士」を加え、同表の子ども総合医療・療育センターの項第4号中「判定員」の次に「及び公認心理師」を加える。

別表第3中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同表中本庁の項の指定管理室主幹の項を削り、同項中

「主幹」を
「課長補佐、主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

北海道病院事業管理規程第5号

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局処務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号を次のように改める。

(11) 課長補佐 本庁の課長補佐及び主幹をいう。

第2条第1項第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の号を加える。

(12) 係長 本庁の係長並びに総括主査及び主査（係内に配置する主査を除く。）をいう。

第3条第2項第14号中「主幹」を「課長補佐」に改める。

第8条第1項第1号中「非常勤職員」の次に「、会計年度任用職員」を加える。

第9条を次のように改める。

（課長補佐の個別専決事項）

第9条 課長補佐は、第6条から前条までの規定により課長又は室長が専決することができる事項のうち、あらかじめ当該課長等の指定するものを専決することができる。

第9条の次に次の1条を加える。

（係長の専決事項）

第9条の2 係長は、当該係及びグループの分掌事務に係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 軽易な事項に係る照会を受理し、及びこれを処理すること。

(2) 軽易な事項に係る証明を行うこと。

(3) 文書の督促又は返戻を行うこと。

第10条第1項第4号中「主幹」を「課長補佐」に改め、同項第7号中「非常勤職員」の次に「、会計年度任用職員」を加える。

別表第1ア本庁の課長の決裁事項の項中

主幹（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序により、室にあっては当該室の主管する事務については当該室長とする。）	課長の指定する主幹（相当職を含む。）（室にあっては、当該室の主管する事務については当該室長とする。）	を
---	--	---

課長補佐（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序により、室にあっては当該室の主管する事務については当該室長の指定する課長補佐（相当職を含む。）とする。）	課長の指定する係長（相当職を含む。）（室にあっては、当該室の主管する事務については当該室長の指定する課長補佐（相当職を含む。）とする。）	に改め、
---	--	------

同表の室長の決裁事項の項中

当該事務を所管する主幹	室長の指定する主幹	を
-------------	-----------	---

当該事務を所管する課長補佐（相当職を含む。）	室長の指定する係長（相当職を含む。）	に改める。
------------------------	--------------------	-------

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

北海道病院事業管理規程第6号

北海道病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員被服貸与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を除く」を「及び病院事業管理者が別に定める職員を除く」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油（A地区）（JIS1種1号）（1リットル当たりの単価）	213,000リットル
(2) A重油（B地区）（JIS1種1号）（1リットル当たりの単価）	198,000リットル
(3) A重油（C地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	222,000リットル
(4) A重油（D地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	275,000リットル
(5) A重油（E地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	266,000リットル
(6) A重油（F地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	293,000リットル
(7) A重油（G地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	287,000リットル
(8) A重油（H地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	246,000リットル
(9) A重油（I地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	254,000リットル
(10) A重油（J地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	277,000リットル
(11) A重油（K地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価）	268,000リットル
(12) A重油（L地区）（JIS1種1号又は2号）（1リットル当たりの単価）	376,000リットル
(13) A重油（M地区）（JIS1種1号又は2号）（1リットル当たりの単価）	232,000リットル
(14) A重油（N地区）（JIS1種1号又は2号）（1リットル当たりの単価）	286,000リットル
(15) A重油（O地区）（JIS1種1号又は2号）（1リットル当たりの単価）	229,000リットル

(16) A重油（P地区）（JIS1種1号又は2号（硫黄含有率0.8%以下））101,000リットル

2 落札を決定した日

令和2年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(6)まで、(8)から(11)まで並びに(13)及び(16)

ア 氏 名 札幌第一興産株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北4条西16丁目1番地

(2) 1の(7)及び(14)

ア 氏 名 株式会社常盤興産

イ 住 所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12

(3) 1の(12)及び(15)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

4 契約単価

(1) 48円00銭

(2) 49円20銭

(3) 49円20銭

(4) 48円00銭

(5) 50円40銭

(6) 49円40銭

(7) 50円70銭

(8) 49円60銭

(9) 49円20銭

(10) 48円70銭

(11) 48円80銭

(12) 51円60銭

(13) 50円40銭

(14) 50円70銭

(15) 52円00銭

(16) 48円90銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 灯油（A地区）（1リットル当たりの単価） | 63,000リットル |
| (2) 灯油（B地区）（1リットル当たりの単価） | 104,500リットル |
| (3) 灯油（C地区）（1リットル当たりの単価） | 79,700リットル |
| (4) 灯油（D地区）（1リットル当たりの単価） | 67,300リットル |
| (5) 灯油（E地区）（1リットル当たりの単価） | 91,700リットル |
| (6) 灯油（F地区）（1リットル当たりの単価） | 74,700リットル |
| (7) 灯油（G地区）（1リットル当たりの単価） | 84,600リットル |
| (8) 灯油（H地区）（1リットル当たりの単価） | 89,100リットル |
| (9) 灯油（I地区）（1リットル当たりの単価） | 56,400リットル |
| (10) 灯油（J地区）（1リットル当たりの単価） | 47,500リットル |
| (11) 灯油（K地区）（1リットル当たりの単価） | 27,200リットル |
| (12) 灯油（L地区）（1リットル当たりの単価） | 35,100リットル |

2 落札を決定した日

令和2年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(7)まで及び(9)から(12)まで

ア 氏 名 株式会社アイックス

イ 住 所 札幌市白石区本通12丁目南3番10号

- (2) 1の(8)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 49円80銭
(2) 49円80銭
(3) 49円80銭
(4) 49円80銭
(5) 49円80銭

- (6) 51円80銭
(7) 53円30銭
(8) 60円79銭
(9) 49円80銭
(10) 52円30銭
(11) 51円70銭
(12) 51円70銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び調達予定数量

ア 落札者に係る特定役務の名称 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバスの賃貸借

- | | | |
|----------|-------------------------|------|
| イ 調達予定数量 | Aコース（スクールバス賃貸借1日当たりの単価） | 202日 |
| | Bコース（スクールバス賃貸借1日当たりの単価） | 202日 |
| | Cコース（スクールバス賃貸借1日当たりの単価） | 202日 |
| | Dコース（スクールバス賃貸借1日当たりの単価） | 202日 |

(2) 落札を決定した日

令和2年3月11日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社余市自動車工業

イ 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

(4) 落札金額

- | | |
|--------|---------|
| ア Aコース | 41,400円 |
| イ Bコース | 47,700円 |
| ウ Cコース | 42,080円 |

エ Dコース 43,080円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 令和2年2月21日付北海道教育庁石狩教育局告示第18号 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量 ア 北海道札幌養護学校スクールバス貸借契約 (ア) 南回り青バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 207日 (イ) ノビロ回り赤バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 207日 (ウ) 東回り黄バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 207日 (エ) 厚別回り白バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 46日 (オ) 厚別回り白バス（リズム）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 42日 (カ) 厚別回り白バス（リズム）（月・火・金曜日）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 119日 (キ) 月寒回り銀バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 46日 (ク) 月寒回り銀バス（キャンディー）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 161日 (ケ) 平岡回りオレンジバス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 167日 (コ) 平岡回りオレンジバス（スマイル）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 40日 (サ) 伏古回り茶バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 207日 (シ) 白石回り緑バス（スクールバス貸借1日当たりの単価） 207日 イ 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借契約 (ア) 新札幌コース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 198日 (イ) 平岡Aコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 119日 (ウ) 平岡Bコース（平岡・月寒ドーム早送り）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 82日 (エ) 豊平コース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 196日 (オ) 中央区Aコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 121日 (カ) 中央区Bコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 82日 (キ) 新札幌コース（行事便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 8日 (ク) 平岡Aコース（行事便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 5日 (ケ) 豊平コース（行事便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 10日 (コ) 中央区Aコース（行事便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 3日 (サ) 新札幌コース（行事便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 8日	(シ) 平岡Aコース（行事便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 5日 (ス) 豊平コース（行事便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 10日 (セ) 中央区Aコース（行事便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 3日 (ソ) 新札幌コース（行事便③）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (タ) 平岡Aコース（行事便③）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (チ) 豊平コース（行事便③）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (ツ) 中央区Aコース（行事便③）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 ウ 北海道拓北養護学校スクールバス貸借契約 (ア) 東回りAコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 86日 (イ) 東回りBコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 116日 (ウ) 東回りCコース（行事時登校便）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 4日 (エ) 東回りAコース（行事時下校便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (オ) 東回りBコース（行事時下校便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (カ) 東回りAコース（行事時下校便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (キ) 東回りBコース（行事時下校便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (ク) 中央回りAコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 86日 (ケ) 中央回りBコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 116日 (コ) 中央回りCコース（行事時登校便）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 4日 (サ) 中央回りAコース（行事時下校便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (シ) 中央回りBコース（行事時下校便①）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (ス) 中央回りAコース（行事時下校便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (セ) 中央回りBコース（行事時下校便②）（スクールバス貸借1日当たりの単価） 1日 (ソ) 西回りAコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 86日 (タ) 西回りBコース（スクールバス貸借1日当たりの単価） 116日 (チ) 西回りCコース（行事時登校便）（スクールバス貸借1日当たりの単価）
--	---

	4日	(ス) 5コース① (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	171日
(ツ) 西回りAコース (行事時下校便①) (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	1日	(セ) 5コース② (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	30日
(テ) 西回りBコース (行事時下校便①) (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	1日	(ソ) 5コース③ (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	4日
(ト) 西回りAコース (行事時下校便②) (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	1日	(2) 随意契約の相手方を決定した日	
(ナ) 西回りBコース (行事時下校便②) (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	1日	令和2年3月11日	
エ 北海道星置養護学校スクールバス貸貸借契約		(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所	
(ア) ひかりAコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	109日	ア 氏 名 株式会社余市自動車工業	
(イ) ひかりBコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	93日	イ 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地	
(ウ) のぞみAコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	109日	(4) 随意契約に係る契約金額	
(エ) のぞみBコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	93日	ア 北海道札幌養護学校スクールバスの貸貸借	
(オ) めぐみ (新琴似) Aコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	109日	(ア) 南回り青バス	40,650円
(カ) めぐみ (新琴似) Bコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	93日	(イ) ノビロ回り赤バス	39,250円
(キ) めぐみ (手稲) Aコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	109日	(ウ) 東回り黄バス	39,300円
(ク) めぐみ (手稲) Bコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	93日	(エ) 厚別回り白バス	38,150円
(ケ) 石狩紅葉山Aコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	103日	(オ) 厚別回り白バス (リズム)	47,100円
(コ) 石狩紅葉山Bコース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	93日	(カ) 厚別回り白バス (リズム) (月・火・金曜日)	46,000円
(サ) 石狩紅葉山 (石狩) コース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	6日	(キ) 月寒回り銀バス	39,450円
(シ) 石狩紅葉山 (北区) コース (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	6日	(ク) 月寒回り銀バス (キャンディー)	52,100円
オ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス貸貸借契約		(ケ) 平岡回りオレンジバス	37,900円
(ア) 1コース① (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	171日	(コ) 平岡回りオレンジバス (スマイル)	47,100円
(イ) 1コース② (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	30日	(サ) 伏古回り茶バス	38,050円
(ウ) 1コース③ (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	4日	(シ) 白石回り緑バス	39,250円
(エ) 2コース① (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	171日	イ 北海道真駒内養護学校スクールバスの貸貸借	
(オ) 2コース② (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	30日	(ア) 新札幌コース	52,100円
(カ) 2コース③ (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	4日	(イ) 平岡Aコース	50,900円
(キ) 3コース① (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	171日	(ウ) 平岡Bコース (平岡・月寒ドーム早送り)	60,600円
(ク) 3コース② (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	30日	(エ) 豊平コース	47,850円
(ケ) 3コース③ (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	4日	(オ) 中央区Aコース	50,900円
(コ) 4コース① (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	171日	(カ) 中央区Bコース	60,600円
(サ) 4コース② (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	30日	(キ) 新札幌コース (行事便①)	25,100円
(シ) 4コース③ (スクールバス貸貸借1日当たりの単価)	4日	(ク) 平岡Aコース (行事便①)	24,850円
		(ケ) 豊平コース (行事便①)	24,800円
		(コ) 中央区Aコース (行事便①)	24,850円
		(サ) 新札幌コース (行事便②)	23,000円
		(シ) 平岡Aコース (行事便②)	21,800円

(ス) 豊平コース（行事便②）	23,000円
(セ) 中央区Aコース（行事便②）	21,800円
(ソ) 新札幌コース（行事便③）	22,400円
(タ) 平岡Aコース（行事便③）	21,800円
(チ) 豊平コース（行事便③）	22,400円
(ツ) 中央区Aコース（行事便③）	21,800円

ウ 北海道拓北養護学校スクールバスの賃貸借

(ア) 東回りAコース	52,900円
(イ) 東回りBコース	67,250円
(ウ) 東回りCコース（行事時登校便）	26,700円
(エ) 東回りAコース（行事時下校便①）	25,800円
(オ) 東回りBコース（行事時下校便①）	34,400円
(カ) 東回りAコース（行事時下校便②）	27,250円
(キ) 東回りBコース（行事時下校便②）	36,950円
(ク) 中央回りAコース	61,800円
(ケ) 中央回りBコース	70,300円
(コ) 中央回りCコース（行事時登校便）	26,700円
(サ) 中央回りAコース（行事時下校便①）	25,800円
(シ) 中央回りBコース（行事時下校便①）	33,100円
(ス) 中央回りAコース（行事時下校便②）	31,500円
(セ) 中央回りBコース（行事時下校便②）	40,000円
(ソ) 西回りAコース	63,000円
(タ) 西回りBコース	72,700円
(チ) 西回りCコース（行事時登校便）	31,500円
(ツ) 西回りAコース（行事時下校便①）	30,800円
(テ) 西回りBコース（行事時下校便①）	41,200円
(ト) 西回りAコース（行事時下校便②）	31,500円
(ナ) 西回りBコース（行事時下校便②）	41,200円

エ 北海道星置養護学校スクールバスの賃貸借

(ア) ひかりAコース	43,700円
(イ) ひかりBコース	57,650円
(ウ) のぞみAコース	41,850円
(エ) のぞみBコース	60,050円
(オ) めぐみ（新琴似）Aコース	41,850円
(カ) めぐみ（新琴似）Bコース	59,300円

(キ) めぐみ（手稲）Aコース	37,100円
(ク) めぐみ（手稲）Bコース	50,500円
(ケ) 石狩紅葉山Aコース	51,800円
(コ) 石狩紅葉山Bコース	67,300円
(サ) 石狩紅葉山（石狩）コース	34,600円
(シ) 石狩紅葉山（北区）コース	35,060円

オ 北海道札幌伏見支援学校スクールバスの賃貸借

(ア) 1コース①	37,400円
(イ) 1コース②（行事便）	32,100円
(ウ) 1コース③（行事便）	28,000円
(エ) 2コース①	45,300円
(オ) 2コース②（行事便）	36,200円
(カ) 2コース③（行事便）	28,000円
(キ) 3コース①	40,300円
(ク) 3コース②（行事便）	32,100円
(ケ) 3コース③（行事便）	28,600円
(コ) 4コース①	38,200円
(サ) 4コース②（行事便）	31,000円
(シ) 4コース③（行事便）	28,000円
(ス) 5コース①	43,000円
(セ) 5コース②（行事便）	32,100円
(ソ) 5コース③（行事便）	29,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定枚数 15台及び1月当たり 162,570枚
- 2 落札を決定した日
令和2年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 キヤノンシステムアンドサポート株式会社
- (2) 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金
- ア 機種その1 0円
- イ 機種その2 0円
- ウ 機種その3 0円
- エ 機種その4 0円
- (2) 1枚当たりの単価
- ア 機種その1 1.75円
- イ 機種その2 1.75円
- ウ 機種その3 1.75円
- エ 機種その4 1.75円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月21日付け北海道教育庁後志教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び調達予定数量
- (1) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 室蘭コースA）1日2運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 95日
- (2) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 室蘭コースB）1日3運行（スクール

- バスの賃貸借1日当たりの単価） 110日
- (3) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースA）1日2運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 95日
- (4) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースB）1日3運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 74日
- (5) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースC）1日3運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 36日
- (6) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 伊達コースA）1日2運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 95日
- (7) スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 伊達コースB）1日3運行（スクールバスの賃貸借1日当たりの単価） 110日
- 2 落札を決定した日
令和2年3月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 道南バス株式会社
- (2) 住 所 室蘭市東町3丁目25番3号
- 4 落札金額
- (1) 39,300円
- (2) 52,400円
- (3) 45,200円
- (4) 59,600円
- (5) 57,000円
- (6) 62,800円
- (7) 78,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年2月21日付け北海道教育庁胆振教育局告示第12号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
A重油（JIS 1種1号）（1リットル当たりの単価） 826,600リットル
- 2 落札を決定した日
令和2年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 協和石油株式会社
(2) 住 所 函館市末広町21番17号
- 4 落札金額
86,50円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1) A重油その1（1リットル当たりの単価） 115,000リットル
(2) A重油その2（1リットル当たりの単価） 48,000リットル
(3) A重油その3（1リットル当たりの単価） 126,000リットル
(4) A重油その4（1リットル当たりの単価） 89,000リットル
(5) A重油その5（1リットル当たりの単価） 138,000リットル
(6) 灯油その1（1リットル当たりの単価） 90,000リットル
(7) 灯油その2（1リットル当たりの単価） 18,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和2年3月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)、(3)及び(6)

ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社
イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

- (2) 1の(2)
ア 氏 名 晃陽燃料株式会社
イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9

- (3) 1の(4)
ア 氏 名 三洋興熱株式会社
イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1

- (4) 1の(5)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (5) 1の(7)
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 47.70円
- (2) 59.50円
- (3) 48.30円
- (4) 46円
- (5) 48.50円
- (6) 48.60円
- (7) 59.49円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
令和2年2月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

令和2年3月31日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道幕別清陵高等学校学習用タブレットの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 45 台分 2 落札を決定した日 令和2年3月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士通リース株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 4 落札金額 139,700円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年2月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道教育庁十勝教育局告示第24号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年3月31日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 ア 十勝管内道立学校で使用する電力（高压電力） (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校22カ所 合計 1,659kW (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校22カ所 合計 3,846,639kWh イ 十勝管内道立学校で使用する電力（従量電灯B、従量電灯C、低圧電力） 基本料金及び電力量料金 年間使用予定電力量のとおりに。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 ア 1の(1)のア 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで	イ 1の(2)のイ 令和2年7月の検針日から令和3年6月の検針日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 令和2年北海道教育庁十勝教育局告示第25号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 令和2年5月13日（水）午前10時（送付による場合は、同月12日（火）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/index.htm）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
--	---

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 ウ 電 話 番 号 0155-23-5354 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Electricity to be used in Tokachi Prefectural School (High) (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,659 kW (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,846,639 kWh b Electricity to be used in Tokachi Prefectural School (Metered lightB, Metered lightC, Low) Basic and electricity rates : as per attachment 「nenkansiyoyoteidenryokuryou」 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 13, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 12, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-27-9237	この規程は、令和2年4月1日から施行する。
道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第1号 北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年3月31日 北海道監査委員 富原亮 北海道監査委員 北口雄幸 北海道監査委員 東陽一 北海道監査委員 渡邊直樹 北海道監査委員規程の一部を改正する規程 北海道監査委員規程（昭和44年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。 第4条中「監査実施要綱に基づき、監査」を「監査基準に従い監査等」に改める。 附 則	道 監 査 委 員 公 表 監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和元年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 令和2年3月31日 北海道監査委員 富原亮 北海道監査委員 北口雄幸 北海道監査委員 東陽一 北海道監査委員 渡邊直樹 監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第3項の規定により、北海道監査委員監査基準を次のとおり公表する。 令和2年3月31日 北海道監査委員 富原亮 北海道監査委員 北口雄幸 北海道監査委員 東陽一 北海道監査委員 渡邊直樹 北海道監査委員監査基準 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき、監査委員が行う、監査、検査、審査その他の行為の実施、報告等に関する基本原則を定めることを目的とする。 第1章 一般基準 （監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的） 第1条 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、道の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事並びに関係のあるその他の執行機関に提出する。

(監査等の種類)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は、次に掲げるものとする。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、毎会計年度1回以上期日を定めて監査すること。

(2) 随時監査

前号と同様の目的で、監査委員が必要があると認めるときに監査すること。

(3) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(4) 財政的援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(6) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(7) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(9) 内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 監査委員は、前項各号の監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の着眼事項

及び実施方針を定めるものとする。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨を鑑みて実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図よう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の質の確保のため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査等の計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の計画を策定するものとする。

2 前項の計画には、監査等の種類、対象、重点項目、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等の計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査を実地監査（監査対象部局等に臨場して監査することをいう。）又は書面監査（監査対象部局等からの提出書類により監査することをいう。）の方法により実施するものとする。

3 監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査について必要があると認めるときは、予備監査（監査の実施前において、予備的に監査することをいう。）を実施するものとする。

4 監査委員は、あらかじめ、監査等の対象、担当監査委員、実施年月日、場所等を定め、監査等の対象部局長等に通知するものとする。

5 監査委員は、必要があると認めるときは、別に定める監査等の資料の提出を、監査等の対象部局長等に求めるものとする。

6 監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査の結果について監査対象部局長等に通知し、是正又は改善を要する事項については、その再発防止策等の状況を記載した報告書の提出を求めるものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事並びに関係のあるその他の執行機関に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の重点項目

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において、当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 定期監査及び随時監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、

その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政的援助団体等監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5) 例月出納検査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用状況審査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事並びに係る関係のあるその他の執行機関に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 補則

(監査等の実施に関する事務手続)

第19条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関する事務手続は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 北海道監査委員監査等実施要綱（昭和53年10月27日監査委員会議決定）は、廃止する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第164号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月31日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

別表札幌方面北警察署の部当別の項中「及び字青山奥二番川から四番川まで」を「、字青山奥二番川から四番川まで、字中小屋及び字金沢」に改め、同部太美の項中

「 」を「太 美」に改め、同部中小屋の

項及び同表札幌方面砂川警察署の部を削り、同表札幌方面滝川警察署の部の次に次のように加える。

同	砂川駅前			砂川市東2条北2丁目1番21号	砂川市東1条北、西1条北及び西2条北の1丁目から18丁目まで、東1条南、東3条南及び西1条南の1丁目から22丁目まで、東2条南及び西4条南の1丁目から10丁目まで、東2条北1丁目から9丁目まで、東3条北1丁目から8丁目まで、東4条北及び東6条北の5丁目から11丁目まで、東4条南3丁目から22丁目まで、東5条北5丁目から10丁目まで、東5条南3丁目から21丁目まで、東6条南3丁目から14丁目まで（4丁目欠）、東7条南4丁目から8丁目まで、西2条南及び西3条南の1丁目から14丁目まで、西3条北1丁目から18丁目まで（8丁目、11丁目から13丁目まで欠）、西3条南及び西5条南の21丁目及び22丁目、西4条北1丁目から18丁目まで（7丁目から13丁目まで欠）、西4条南、西6条南及び西7条南の22丁目、西5条北及び西6条北の2丁目から16丁目まで（9丁目から12丁目まで欠）、西5条南9丁目から11丁目まで、西6条北14丁目から16丁目まで、西6条南及び西7条南の11丁目から14丁目まで、西7条北2					南8丁目まで、日の出1条南9丁目から12丁目まで、日の出2条南9丁目、三砂町、オアシス、北光の一部、焼山、北吉野町、南吉野町、鶉、宮城の沢、東豊沼、豊沼町並びに西豊沼
					同				同 空知太東1条2丁目1番22号	同 東1条北19丁目から23丁目まで西1条北及び西2条北の19丁目から24丁目まで、西3条北及び西4条北の19丁目から22丁目まで、西5条北20丁目から23丁目まで、西6条北21丁目から24丁目まで、西7条北及び西8条北の22丁目から24丁目まで、空知太東4条1丁目から5丁目まで（3丁目欠）、空知太東5条4丁目、空知太西1条1丁目から7丁目まで、空知太西2条4丁目及び5丁目、空知太西3条4丁目から6丁目まで、空知太西4条4丁目から7丁目まで、空知太西5条4丁目から8丁目まで、空知太西6条5丁目から8丁目まで、空知太東1条1丁目から7丁目まで、空知太東2条及び空知太東3条の1丁目から6丁目まで、北光の一部、一の沢、空知太及び富平
同			奈井江			空知郡奈井江町字奈井江 町227番	空知郡奈井江町			

				地19	
同			上砂川	同 上砂川町字上砂川町254番地4	同 上砂川町字上砂川町、字鶉の一部（通称鶉本町、緑が丘及び下鶉を除く。）、字上砂川、字西山、字奈井江及び字文殊
同			下 鶉	同 字鶉38番地12	同 字鶉の一部（通称鶉本町、緑が丘及び下鶉）
同			浦 白	樺戸郡浦白町字浦白内172番地の61	樺戸郡浦白町（晩生内、茶志内及び浦白内の一部を除く。）
同			晩生内	同 晩生内228番地の661	同 字晩生内、茶志内及び浦白内の一部

別表函館方面函館中央警察署の部湯川の項中「並びに根崎町」を「、根崎町」に、「及び高松町」を「、高松町」に改め、「以北）」の次に「及び鈴蘭丘町」を加え、同部旭岡の項中「鈴蘭丘町及び鱒川町」を「鱒川町、亀尾町、庵原町、旭岡町、寅沢町、三森町、紅葉山町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町及び豊原町」に改め、同部亀尾の項を削り、同表旭

川方面美深警察署の部中「旭川方面美深警察署 駅前」を「同 美深駅前」に改める。